

## 令和3年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分+ 介護分(2人)
980,000円	430,000円	17,900円	23,300円	26,900円	35,300円	36,000円	44,400円	45,000円	53,400円
1,000,000円	450,000円	32,100円	41,700円	47,200円	61,900円	62,200円	76,900円	77,300円	92,000円
1,250,000円	700,000円	59,200円	76,700円	74,300円	96,900円	89,300円	111,900円	104,400円	127,000円
1,500,000円	950,000円	116,300円	150,700円	101,400円	131,900円	116,400円	146,900円	131,500円	162,000円
1,750,000円	1,148,800円	137,800円	178,500円	149,900円	195,200円	137,900円	174,700円	153,100円	189,900円
2,000,000円	1,320,000円	156,300円	202,500円	168,500円	219,200円	192,700円	243,400円	171,700円	213,900円
2,250,000円	1,493,600円	175,100円	226,800円	205,400円	267,200円	211,500円	267,700円	190,500円	238,200円
2,500,000円	1,670,000円	194,400円	251,700円	224,500円	291,900円	230,600円	292,400円	254,700円	316,500円
2,750,000円	1,843,600円	213,200円	276,000円	243,300円	316,200円	249,400円	316,700円	273,500円	340,800円
3,000,000円	2,020,000円	232,300円	300,700円	262,400円	340,900円	292,600円	371,100円	292,700円	365,600円
3,250,000円	2,193,600円	251,100円	325,000円	281,200円	365,200円	311,400円	395,400円	311,500円	389,900円
3,500,000円	2,370,000円	270,200円	349,700円	300,300円	389,900円	330,500円	420,100円	330,600円	414,600円
3,750,000円	2,558,400円	290,700円	376,100円	320,800円	416,400円	351,000円	446,600円	381,100円	476,700円
4,000,000円	2,760,000円	312,500円	404,300円	342,600円	444,600円	372,800円	474,800円	403,000円	505,000円
4,250,000円	2,958,400円	333,900円	432,000円	364,100円	472,400円	394,400円	502,700円	424,500円	532,800円
4,500,000円	3,160,000円	355,800円	460,300円	386,000円	500,600円	416,100円	530,700円	446,300円	560,900円
4,750,000円	3,358,400円	377,300円	488,100円	407,500円	528,400円	437,600円	558,500円	467,900円	588,800円
5,000,000円	3,560,000円	399,200円	516,400円	429,400円	556,700円	459,500円	586,800円	489,700円	617,000円
5,250,000円	3,758,400円	420,700円	544,200円	450,900円	584,500円	481,000円	614,600円	511,200円	644,800円
5,500,000円	3,960,000円	442,600円	572,500円	472,800円	612,800円	502,900円	642,900円	533,100円	673,100円
5,750,000円	4,158,400円	464,100円	600,300円	494,200円	640,500円	524,400円	670,700円	554,500円	700,800円
6,000,000円	4,360,000円	485,900円	628,400円	516,000円	668,700円	546,300円	699,000円	576,400円	729,100円
6,250,000円	4,558,400円	507,500円	656,300円	537,600円	696,600円	567,800円	726,800円	597,900円	756,900円
6,500,000円	4,760,000円	529,300円	684,500円	559,400円	724,800円	589,600円	755,000円	619,800円	785,200円
7,000,000円	5,200,000円	577,000円	746,200円	607,100円	777,100円	637,300円	807,300円	667,000円	837,000円
7,500,000円	5,650,000円	625,700円	795,700円	655,900円	825,900円	680,000円	850,000円	701,800円	871,800円
8,000,000円	6,100,000円	671,100円	841,100円	692,900円	862,900円	714,700円	884,700円	736,500円	906,500円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	医療分+ 支援分	医療分+ 支援分
1,250,000円	150,000円	17,900円	26,900円
1,500,000円	400,000円	17,900円	26,900円
1,750,000円	650,000円	53,700円	68,800円
2,000,000円	900,000円	98,800円	95,900円
2,250,000円	1,150,000円	137,900円	123,000円
2,500,000円	1,400,000円	165,000円	177,200円
2,750,000円	1,650,000円	192,100円	222,300円
3,000,000円	1,900,000円	219,200円	249,400円
3,250,000円	2,150,000円	246,300円	276,500円
3,500,000円	2,350,000円	268,100円	298,200円
3,750,000円	2,537,500円	288,300円	318,600円
4,000,000円	2,725,000円	308,700円	338,800円
4,250,000円	2,927,500円	330,600円	360,800円
4,500,000円	3,140,000円	353,700円	383,900円
4,750,000円	3,352,500円	376,700円	406,900円
5,000,000円	3,565,000円	399,800円	429,900円
5,250,000円	3,777,500円	422,800円	453,000円
5,500,000円	3,990,000円	445,800円	476,000円
5,750,000円	4,202,500円	468,900円	499,000円
6,000,000円	4,415,000円	491,900円	522,000円
6,250,000円	4,627,500円	514,900円	545,100円
6,500,000円	4,840,000円	538,000円	568,100円
6,750,000円	5,052,500円	561,000円	591,100円
7,000,000円	5,265,000円	584,000円	614,200円
7,250,000円	5,477,500円	607,000円	637,200円
7,500,000円	5,690,000円	630,100円	660,200円
8,000,000円	6,145,000円	674,500円	696,400円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和3年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和2年1月から12月(2020年中)の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、医療分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、医療分+支援分をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険年金係へお願いします。